

基本計画部会第2WGの審議状況について(報告)

(第12回会合～第15回会合)

- ・ 企業のサービス活動（組織内活動と業務外部化）
 に関する統計の整備について（岡室委員）・・・・・・・・・・ 1
- ・ グローバル化関連統計の整備（富浦委員）・・・・・・・・・・ 6
- ・ 知的財産に関する統計整備（田辺委員）・・・・・・・・・・ 13
- ・ 観光に関する統計整備（田辺委員）・・・・・・・・・・ 17
- ・ 情報通信サービスの統計整備（舟岡座長、田辺委員）・・ 25
- ・ 環境統計の整備について（吉岡委員）・・・・・・・・・・ 28
- ・ 「GDP 統計の精度向上に向けた検討」（門間委員）・・・・ 37
- ・ 「SNA 推計のための基礎統計の整備（QE）」（門間委員）・ 45
- ・ 「質の評価が困難なサービス活動」等を捉える統計
 を構築する方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

企業のサービス活動(組織内活動と業務外部化)に関する統計の整備について

2008.6.18

岡室博之

1. 検討の対象とする範囲

企業のサービス活動について、実態の把握が不十分な企業の組織内活動と業務の外部化に焦点を絞って、統計を整備する方策を検討。

2. 現状

企業のサービス活動は、サービス業以外の業種(例えば製造業)においても生み出され、近年増大している。例えば、人事・経理・企画・総務・法務等のさまざまな管理業務や、仕入・販売・生産管理・物流・広告宣伝・研究開発等の業務が挙げられる。これらの活動は、企業内の取引については通常、売上高等として計上されないため、売上高や付加価値額の把握を第一義として整備されてきた既存の企業・事業所の活動を明らかにする統計においては、それを把握し、評価することが困難であった。

現状では、企業のサービス活動を把握できる統計は平成4年度に開始された経済産業省「企業活動基本調査」等に限られる。同調査では、企業のサービス活動に関して、本社・本店の部門別(調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他)常時従事者数、および国内の支社・支店のうち研究所、サービス事業所、物流関係事業所等における常時従事者数が調査されている。そこから、サービス活動の企業内分業について、本社と支社の機能別・事業部門別従事者数等を通してある程度は把握できる。しかしながら、サービス活動の企業グループ内分業については全く把握されず、サービス機能に関する業務の外部委託についても、委託業務の内容と委託金額および研究開発の委託・受託費用が調査されているに過ぎない。業務の外部委託は経済産業省「工業統計調査」や「中小企業実態基本調査」でも調査されているが、さまざまなサービス業務の外部化についての情報はきわめて限られている。【付表】

平成21年に開始される「経済センサス」は、すべての事業所・企業の経済活動を網羅的に把握することを目的としている。「平成21年経済センサス 基礎調査」では、本社等一括調査によって傘下の事業所の状況を把握するので、本社と支社・事業所の名寄せはほぼ完備すると期待される。また、平成20年4月に施行された改定日本標準産業分類に、主として管理業務ないし補助的業務を行う本社・自家用倉庫等の事業所の分類が中分類ごとに設定され、純粋持株会社の分類項目も新設されたため、サービス機能に特化した事業所や純粋持株会社の統計的把握・分類が可能になった。

3. 問題の所在

大きく下記の5点を指摘する。

1) 「企業活動基本調査」において、本社の部門別とサービス・物流関係等、国内事業所の区分別に常時従事者数が調査されているが、それによって企業が生み出すさまざまなサービス機能が十分に捉えられているとは言えない。とりわけ、原材料や商品の購入、営業・販売活動、物流、品質管理、商品企画

等、企業の競争力の源泉に関わる機能をどれだけの人が担っているかが把握されていない。総務・人事・経理・営業等、サービス機能別に活動水準を明確に捉える必要がある。

2) 企業のサービス活動が、企業内(事業所間)だけでなく、企業グループ内(親会社・子会社間)でどのように分担され、取引されているかが不明である。例えば、グループの中で子会社が人事や経理等の機能をどれだけ担っているかが把握できない。そのため、サービス機能の分担・取引が企業内と企業グループ内でどのように異なり、事業所の分社化や子会社の統合によってどのように変化するのが明らかでない。さらに、純粋持株会社の機能を明確に把握する必要がある。

3) サービス活動の外部委託については、「企業活動基本調査」では、情報処理・一般事務・福利厚生・物流・清掃等、いくつかの分野について委託の有無と金額を調査しているのみであり、委託先との関係についての情報が欠如している。どの業務をどこへ(グループ企業か否か)委託したかが把握できない。また、委託するサービス活動の対象・区分が、企業の行うサービス活動のそれと必ずしも整合的ではないため、企業のどのようなサービス機能がどこにどの程度委託されているのかが明らかでない。なお、同調査では技術取引について詳細に調査されているが、相手先との関係(グループ企業か否か)による技術取引の区分はなされていない。

4) さらに、業務の外部委託および企業の内部組織と密接に関連する事業連携について、情報がほとんどない。「企業活動基本調査」では、これまで3度にわたって、調達・生産・販売・研究開発の共同化の状況について調査しているが、その内容や程度、相手先については全く把握されていない。

5) 現在のところ、企業のサービス活動に関する情報を提供する唯一の統計調査である「企業活動基本調査」は、すべての産業を網羅するものではない。調査対象産業は、過去10年間に鉱業・製造業と卸売・小売業から経済産業省所管の全業種へと大きく拡充されたとはいえ、建設業、運輸業、不動産業、金融・保険業、医療・教育等が調査されない対象分野として残されている。

以上をまとめると、企業のサービス活動についてのこれまでの調査は、対象業種が限定されているだけでなく、どのようなサービス機能がどこでどれだけ生み出されているかを明瞭に把握しておらず、また企業グループ内の活動とグループ外企業との関係が明確に区別されていない。サービス活動の外部委託については委託先との関係が不明であり、事業連携についても情報が不十分である。

4. 海外の主要国の状況

米国では、5年に一度実施される「経済センサス(Economic Census)」において、事業所の主たる機能(管理機能を行う本社、持株会社、研究所、倉庫等)を明らかにした上で、一般管理・生産・販売・仕入・研究開発等の機能別の従業者数と、情報処理・通信・修理保全・広告宣伝等の業務別の外注金額を調査している。また、「経済センサス」ではこれとは別に持株会社に対する調査を行い、その従業者規模、主な機能、売上収入の構成等を把握している。しかし、企業間(企業グループ内)のサービス機能の分担は把握されていない。

欧州連合(EU)とその主要加盟国については、企業内・企業間でのサービス機能の分業に関して体系的・網羅的な調査は確認できず、ほとんど情報が得られない。ただし、英国、デンマーク、そして(EU

加盟国ではないが)ノルウェーでは、企業グループが識別され、企業グループに関するデータが収集されている。なお、EU 委員会統計局 (EUROSTAT) は 2007 年に加盟国等 13 カ国の統計局と共同で業務の国際外注に関する特別調査を実施した。この統計調査は、非金融業の従業者数 100 人以上 (北欧諸国等一部の国では 50 人以上) の全企業を対象として、企業グループ内の位置づけを明らかにした上で、中核的業務および各種サービス機能 (物流、販売、情報処理、一般管理、デザイン・技術サービス、研究開発) の国内・国際外注の有無と、国際外注については外注先企業の立地と区分 (グループ関係の有無) を調査している。

5. 今後必要とされる対応

企業のサービス活動に関する統計については、(1)既存の事業所に係る統計の改善、(2)「企業活動基本調査」等の企業に係る統計の充実、(3)新たな統計の作成、の3点から整備が図られるべきである。

(1)経済センサスの実施以降は、事業所を単位とする既存の統計調査から得られた情報にもとづいて企業全体の活動を把握できる。企業の生み出すサービス活動について、事業所レベルで本社と各支社(事業所)における(部門別でなく)職務別の常時従事者数を代理指標として、より明確に捉えることができれば、サービス活動を事業所と企業の両面から捉えることができる。具体的には、会社役員および管理職、人事・労務、財務・経理、総務、法務、企画・調査、広告・宣伝、研究開発、情報処理、仕入、販売、製造、物流(運送・保管等)、品質管理、修理・保全、清掃・保安等に職務を細分して調査することになる。ただし、産業及び本社、支社等ごとに主要なサービス活動は限られており、調査客体の負担軽減に配慮した適切な職務の設定が必要である。また、従業者規模の小さい事業所では、職務の区分が明瞭でなく、1人で複数の職務を担当することも少なくないので、小規模事業所については職務の設定について十分な検討を要する。それに加えて、他企業に委託したサービス活動を把握することも重要である。

以上は、従来の事業所単位の労働に係る統計においてもほとんど把握されていない情報であり、経済産業省はここ数年の間の実施を目途に、工業統計調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査等において具体化を検討することが適当である。また、平成 26 年に実施される予定の「第 2 回経済センサス-基礎調査」のなかで本社等の管理活動が把握されるが、これに対応して、事業所の活動に係る統計調査を所管する各府省においても検討することが求められる。

(2)企業を単位とした調査では、業務の外部委託について、委託業務の区分をできる限り従業者の職務区分に対応させた上で、委託の有無と金額だけでなく、委託先区分(企業グループ内外、国内・国外別)を把握すべきである。事業連携についても、相手先ごとに連携内容を適切に設定し、取り組みの有無と件数を把握すべきである。これらについて、経済産業省は平成 22 年「企業活動基本調査」において実施すべく、速やかに検討を開始することが適当である。さらに、平成 25 年「企業活動基本調査」以降、調査対象を全産業に拡充し、平成 25 年調査結果から、当該情報を「第 2 回経済センサス-基礎調査」で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、企業グループ内のサービス活動の分担を明らかにする統計を作成することが適当である。

(3) 純粋持株会社のサービス機能についての情報も重要であり、新たな統計調査によって別途把握することが適当である。経済産業省は、平成21年「経済センサス-基礎調査」にもとづいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、平成23年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報(傘下企業数、持株比率、企業統治等) 収益内訳(配当収入とそれ以外など)等について調査し、「第2回経済センサス-基礎調査」で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることが求められる。

6. 期待される効果

事業所および企業のレベルでさまざまなサービス機能の生産が把握され、企業内・企業グループ内のサービス機能の分担・取引が詳細に調査されれば、企業の生み出すサービス活動の実態と機能を明確に把握することができ、経済のサービス化をより広く、正確に理解することが可能になる。また、企業の内部組織とグループ関係の全体像を把握し、産業間・規模間で比較し、その時系列的な推移を追跡することができるようになる。さらに、パネル化されたデータを活用することによって、企業のグループ化による分業関係の変化を明らかにし、企業内・企業間組織に関する議論に実証的な根拠を与えることが可能になる。また、業務の外部委託と企業間の事業連携を、その対象・程度及び相手先との関係を含めて詳細に把握することにより、「企業の境界」に関する議論に適切な実証的根拠を確保できる。

付表、企業の組織内活動・外部委託を調査している主要な企業・事業所統計

統計名	指・承	対象範囲	調査事項	記入内容
経済産業省企業活動基本調査	指	<p>鉱業、製造業、電気業、ガス業、情報通信業、卸売・小売業、クレジットカード業、割賦販売業、一般飲食店、教育・学習支援業及びサービス業に属する事業所を有する企業のうち、従業員50名以上かつ資本金額または出資金額が3,000万円以上の全国の子会社</p>	<p>3 親会社、子会社・関連会社の状況 (1)親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合 (2)子会社・関連会社の設立状況 (3)子会社・関連会社の設立状況 4 資産・負債及び純資産並びに投資 (2)関係会社への投資額等 5 事業内容 (2)外注費 6 取引状況 売上高、仕入高の取引状況 7 事業の状況 8 研究開発 (1)研究開発の所有形式 (2)研究開発費及び研究開発投資</p> <p>※16年詳細調査年における調査項目 7 事業の外注状況 (1) 外注費 (2) 業務の外部委託（アウトソーシング）の状況 (3) 業務提携の状況</p>	<p>3- (1) 親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合等を記入 3- (2) 子会社・関連会社の所有状況、業種分類番号、国内・海外における子会社・関連会社の数について記入 3- (3) 子会社・関連会社の新規設立状況（新たに設立、分社化によるもの、企業の買収によるもの、その他）について国内海外別に記入 4- (2) 関係会社への投資金額（株式及び出資金、長期貸付金）を記入 5- (2) 営業費用、売上原価に記入した外注費の総額から関係会社の割合を記入 6 売上高及び仕入高について記入（関係会社についても記入） 7- (1) 製造委託を行っているか否か、行っている場合は委託先が国内か海外かを記入 7- (2) 製造委託以外の外部委託を行っている場合の該当業種（情報処理関連、調査・マーケティング、デザイン・商品企画など）を記入 7- (3) 当該年度に受け入れた請負労働者の受入数及び請負労働者の受入数を記入 8- (1) 研究施設が1.単体 2.グループ共同3.研究施設なしのいずれであるかを記入 8- (2) 研究開発費及び研究開発投資について、自社研究開発費、委託研究開発費、受託研究費それぞれの額を記入</p> <p>※16年詳細調査年における調査項目 7- (1) 製造原価、売上原価等に計上した外注費の総額を記入 うち数として関係会社の割合（%で記入）を記入 7- (2) 現在外部委託を行っている分野と今後の状況を記入 7- (3) 以下の分野について他企業との間で業務提携を行った相手先企業数を記入 共同研究開発、共同生産、共同販売、共同配送</p>
商業統計調査	指	<p>日本標準産業分類に掲げる大分類J-卸売・小売業に属する全国の事業所。ただし簡易調査については地方公共団体に属する事業所は除く。</p>	<p>15. チェーン組織への加盟の有無</p>	<p>15. チェーン組織（フランチャイズチェーン、ポランタリーチェーン、いずれにも加盟せず）への加盟の有無を記入</p>
特定サービス産業実態調査	指	<p>調査対象となるサービス業のうち、主として対事業所関連サービス又は対個人サービスの業務を営む事業所又は企業</p>	<p>6 年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額</p>	<p>6 年間営業費用について区分毎（給与支給総額、外注費、減価償却費、賃借料、その他営業費用）の費用額を記入</p>
情報処理実態調査	承	<p>コンピュータを保有する全国の企業、事業所団体、学校等</p>	<p>3-1 情報システム業務の役割分担 8-2-2 情報セキュリティ対策における外部への支払い費用 9. EC（電子商取引）の状況 9-1 BtoB、BtoC及び業務提携の状況</p>	<p>3-1 情報システム企業の企画、開発及び運用をそれぞれについて主担当部署（自社の部門・組織、関連会社または子会社、その他）を記入 8-2-2 セキュリティ関連機器やソフトの購入、サービスの発注等の外部への情報セキュリティ対策発生の有無、発生した場合は、支払金額、対策の種類（細粒的対策、技術的対策、監視体制、評価の実施）及びその効果を記入 9-1 対企業等との取引をどのような手段（FAX、電子メール、EDI、データベース接続による業務連携等）で実施しているかを記入</p>
中小企業実態基本調査	承	<p>調査対象範囲における中小企業基本法で定める中小企業</p>	<p>2. 決算について (2)売上高及び営業費用 5. 委託の状況 6. 受注の状況</p>	<p>2- (2) 当該年度決算について「売上高」、外注費を含む「営業費用」、「営業外損益」等を記入 5. 委託業務の有無、その内容（製造委託、修理委託、プログラム作成委託、役員提供委託等）、国内海外別の委託先企業数及び金額を記入 6. 受託業務の有無、その内容（製造委託、修理委託、プログラム作成委託、役員提供委託等）、国内海外企業数及び金額を記入 国内企業からの受注の場合は、親事業者からの受注金額、企業数も記入</p>

グローバル化関連統計の整備

2008年7月4日

富浦 英一

1. 検討の対象とする範囲

グローバル化関連統計のうち、実物的側面に焦点を当て、伝統的な分野である①日本の貿易（財・サービスの輸出入）に加え、近年重要性が高まっている②日本企業（日本国内で事業活動を行っている企業）による海外における事業活動について、複数の省庁の統計にまたがる問題を中心に検討する。

2. 現状

(1) 貿易に係る統計

財の貿易については、財務省関税局による通関業務に伴い収集された情報が蓄積され、詳細な品目別の輸出入額も公開済みであり、品目分類（関税分類）の国際的共通化も進展している。また、企業・事業所を対象とした一部の統計でも、貿易関連の調査が行われている（例：「経済産業省企業活動基本調査」の海外との取引額、「工業統計」の直接輸出額）。なお、貿易統計の基礎となる輸入・輸出申告書にも、輸入者・輸出者に関する情報は記載されている。

サービス貿易については、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」（支払等報告書）（以下では「外為法報告書」と略記）の届出に伴い日本銀行に蓄積される業務情報が主たる基礎となって、国際収支におけるサービス貿易の統計が整備されている。

(2) 海外事業活動に係る統計

「海外事業活動基本調査」（経済産業省、以下では「海事調査」と略記）が、海外現地法人（10%以上出資法人、過半出資子会社が過半出資する孫会社）について、常時従業員数、地域別売上高（現地販売、対日逆輸入、主要地域別輸出）、地域別仕入高（現地調達、日本から、主要地域別）、主要費用項目、設備投資額、研究開発費等、比較的詳細な項目を調査している。他方、海外現地法人を広範にカバーした民間のデータベースも商業ベースで販売されている。

3. 問題の所在

(1) 海外現地法人に関する母集団情報

海外現地法人に関する統計調査において、最も基本的な問題として、調査対象となる海外現地法人の適切な母集団情報がない点がある。このため、代表的な統計調査である「海事調査」の毎年の回収率が安定していない場合でもその補正が困難である。指定統計でないこともあって、回収率も高くない（公表回収率（過去10年 56.0～73.5%）は、本社企業

であって、現地法人の捕捉率ではない。) ことを考慮すれば、何らかの対応が求められる。また、同調査は国際展開が注目される金融・保険業等を調査対象業種として含んでいない点も課題である。

日本企業の海外展開が広がる中であって、輸出入だけで日本経済のグローバル化を測ることはもはや困難である。そのため、一つの重要な尺度として海外生産比率が用いられることが多いが(最新調査で過去最高の 18.1%を記録)、その算出は上記のような限界を伴う「海事調査」に依存しており、過小推計のおそれが強い。逆輸入が日本の総輸入に占める割合や現地法人向け輸出が総輸出に占める割合についても、日本の貿易に与える影響との関連で言及されるが、同様の問題が避けられない。

他方、我が国で広く活用されている民間のデータベースである「海外進出企業総覧」(東洋経済)は、「海事調査」よりも広範な海外現地法人をカバーしているが、親会社や我が国に与える影響を評価するのに必要な地域別の出荷・調達に関する情報がない。

平成 21 年に実施予定の「経済センサス-基礎調査」においても、子会社に親会社を記入させる方式であり、海外子会社については、社数のみの回答で、個別の子会社名は把握されない計画である。従って、産業空洞化が懸念されても、海外現地法人活動の拡大・開始が日本経済に与える影響がどの程度であるかについての全貌を定量的に把握する統計的基礎が今後も存在しない状況は何ら改善されないままである。

また、「海事調査」の調査項目は比較的詳細に用意されているが、ASEAN 等で日本企業の生産・調達・流通ネットワークが近年精緻に展開されてきたことから、複数の国々に立地する海外子会社間の貿易、親会社からのサービス提供等、重要化している活動で現状の調査では把握し得ないものが出てきている。

(2) 貿易に係る情報の利用

グローバル化が企業パフォーマンスに与える影響(輸出、海外委託等が生産性を高める効果等)については、実社会だけでなく国際経済学研究においても注目が集まっている。特に日本経済にとっては、人口減少に伴う国内市場の成長低下、グローバル化等を考えると重要な問題である。

しかし、公開されている貿易統計のみでは、財の輸出・輸入を行う企業の特徴を知ることができない。他方、企業・事業所を対象とした他の統計では、貿易に関する項目は非常に粗いものにとどまるが(例えば、工業統計で輸出額の品目・地域別内訳は不明。)、これらの統計で貿易調査項目を増やすのは、貿易統計と重複して記入者負担増になる。

また、輸出入申告書に記載されている貿易形態別の一部の情報(委託加工等)については、国際分業の進展を詳細に把握する貴重な情報にも関わらず、一般に広く公開されている集計された貿易統計に反映されていない。

サービス貿易については、「外為法報告書」が電子化されていないこともあって、既存区分での国際収支の集計値を作成する以外に貴重なマイクロ情報が活用されていない状態にある。

4. 海外における状況

(1) 海外事業活動の調査

米国では、商務省 BEA により、回答が法的に義務付けられた US Direct Investment Abroad が実施され、1977 年以降のデータが蓄積されている。間接所有を含め 10%以上出資の全海外法人に対する調査を 5 年おきに実施している。それ以外の年は一部企業の調査だが、母集団情報に基づくサンプリングとなっている。経理的事項、従業者数、賃金等に加え、企業内貿易も調査されている。

米国以外でも一部の国々において、海外事業活動の詳細な調査が実施されている。例えば、フランスで、回答義務付け調査に基づいて、毎年、海外法人の従業者数等を把握している。スウェーデンでも、全企業対象の簡易調査や、限定企業への詳細調査が行われている。

(2) 貿易統計の活用

貿易形態別に再集計した貿易統計データが、近年、米国で活発に利用されている。例えば、Feenstra, R., and G. Hanson (2005) “Ownership and control in outsourcing to China,” *Quarterly Journal of Economics* 120, pp. 729-761 は、企業所有形態（外資系等）とオフショア・アウトソーシング（委託加工貿易）の関係という最近注目されているテーマについて、地域、品目別に細分された中国の貿易統計データを用いて分析している。

更に進んで、欧米では、通関情報と個別企業のマイクロ統計を統合したデータベースが整備されている。例えば、米国では、関税局の通関情報（1993-2000 年における \$2500 以上の全輸出、\$2000 以上の全輸入取引に関する 10 桁関税分類、金額、数量、相手国等）を、企業の Employer Identification Number を用いてセンサス局の全事業所パネル・データとリンクさせたデータベースが構築されている（Bernard, A., J.B. Jensen, and P. Schott (2005) “Importers, Exporters, and Multinationals: A Portrait of Firms in the U.S. that Trade Goods,” NBER Working Paper No. 11404）。米国では、貿易相手が関連会社（直接・間接に 10%以上保有）であるかについても個別輸出入の申告書に記入させているので、企業内貿易の情報もリンク対象となっている。

フランスにおいても、製造業の全企業について、税務情報に基づいて INSEE で構築された企業 B/S データベースを通関情報と SIREN ID を用いてリンクさせている。B/S 以外の変数（国内生産等）が含まれていないなどの制約はあるが、全ての輸出入を企業別・相手国別に網羅している。このデータベースを用いた分析としては、Eaton, J., S. Kortum, and F. Kramarz による “Dissecting Trade: Firms, Industries, and Export Destinations,” *American Economic Review* 93 (2004), pp.150-154 や、“An Anatomy of International Trade: Evidence from French Firms,” CREST Working Paper (2007) 等があげられる。

5. 今後必要とされる対応

(1) 海外子会社活動の包括的調査

平成 21 年の「経済センサス基礎調査」において、国内の子会社側から親会社を把握することができるが、子会社が海外に立地する場合には調査の枠外のままである。日本経済にとって企業が国内に立地するか海外立地を選択するかは政策上重要な関心であり、また、親会社にとっては子会社の運営を経営上内外一体で行っていることが多いと考えられることから、将来（例えば平成 26 年）の「経済センサス」においては、海外子会社についても国内子会社と同様に悉皆的な情報を収集することが必要である。そして、この母集団情報を用いて、海外子会社を有する全企業を対象として、海外子会社活動に関する調査を行うことが有益である。その際、個々の海外子会社に直接ではなく、国内親会社に対して、自らの有する海外子会社を一括して調査する方式が、回答義務付けとの関係で適切と考えられる。

調査項目の中では、モノの取引把握をより実態に合わせる（日本国内の親会社だけでなく第三国に立地する他の自社海外子会社との取引を含む企業内貿易）だけでなく、サービスのオフショア・アウトソーシング関連の項目を特に充実させることが、業務の外部化に関する国内調査充実（「企業活動基本調査」の関連調査項目拡充等）と平仄を合わせたサービス統計充実の一環としても重要である。なお、調査票については、既存の「海事調査」をベースとした詳細版と、対象企業の拡大を考慮した簡易版（大企業・中小企業、詳細・簡易調査年、子会社・他現地法人）に分けるのが現実的な一案と考えられる。

経済産業省は、こうした包括調査の実施に向け、海外における類似調査に関する情報収集・分析、調査票の設計、既存関連統計調査の整理、予備調査の実施等の準備作業に速やかに着手する必要がある。

(2) 貿易データの高度利用

貿易統計については、統計を取り巻く資源の制約を考慮すると、統計の収集範囲を拡大するよりも、既に蓄積されたデータの利用を一層高度化することが課題である。

財の貿易に関しては、まず当面は、輸出・輸入申告書に記載されていて未だ十分に統計に活用されていない貿易形態別の情報（順・逆委託加工契約）について、貿易相手国別、品目別に全国レベルで再集計したデータを、個別取引が特定されない範囲で、その他の貿易統計と同様に公開を進めることが有益である。

次いで、平成 21 年の「経済センサス-基礎調査」にもとづく母集団情報の提供を関税局が受け、通関情報の利用高度化に活用すべきである。企業の母集団情報を関税局において利用することにより、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けて把握することが可能となる。

更に長期的には、通関情報を企業統計マイクロ・データとリンケージさせることが非常に有益であろう。具体的には、輸出・輸入申告書に記載された情報（輸入原産国・輸出仕向国、品目分類（関税分類を国内産業分類に合わせて統合）、輸出入金額、委託加工貿易等）

を、輸出者・輸入者（日本輸出入者標準コード取得法人に限定）の情報を用いて、別途既に収集・整備されている法人企業統計等の企業統計データにおける当該企業の情報とリンクさせることとなる。なお、リンク作業については、調査対象企業のビジネスへの影響を避けるために一定期間を経過した年次以前に限り個別企業が特定される値は公開しないなど慎重な注意を要することから、関税局における具体化に当たっての検討も必要である。

サービス貿易については、外為法業務の過程で収集されている貴重な情報の高度利用が可能となるよう、例えば、紙で届け出られた「外為法報告書」を電子的に記録し始めるなど、まずは将来に向けた準備を整えることが必要である。その上で、長期的な検討課題としては、個別取引が特定されないよう細心の注意を払いつつ、「外為法報告書」に記載された企業情報を他の企業統計と結び付けて活用していくことは、財の貿易に比べ実態が十分に明らかではないサービス貿易の解明のために重要である。

6. 期待される効果

(1) 日本経済グローバル化のより正確な実態把握

日本経済にとって今後更に重要性が高まると予想される日本企業の海外活動のうち、少なくとも海外子会社分について、その全貌把握が格段に正確になると期待される。例えば、空洞化との関連で頻繁に言及される海外生産比率や逆輸入比率がよりの確に全体像を反映した数値となる。

また、財の貿易統計の情報を高度に利用することは、例えば、輸出・海外委託加工・部品輸入の拡大が国内の雇用や生産性に与える影響の評価、中小企業の海外販路拡大の支援、海外生産が輸出入に与える影響の評価等に資すると期待される。

更に、「外為法報告書」情報の高度利用が可能となれば、拡大を続けているサービス貿易の詳細な実態、特に、世界経済に大きな影響を与えている多国籍企業の企業内取引の把握にも資するであろう。

(2) 記入者負担増を伴わない行政情報の高度利用

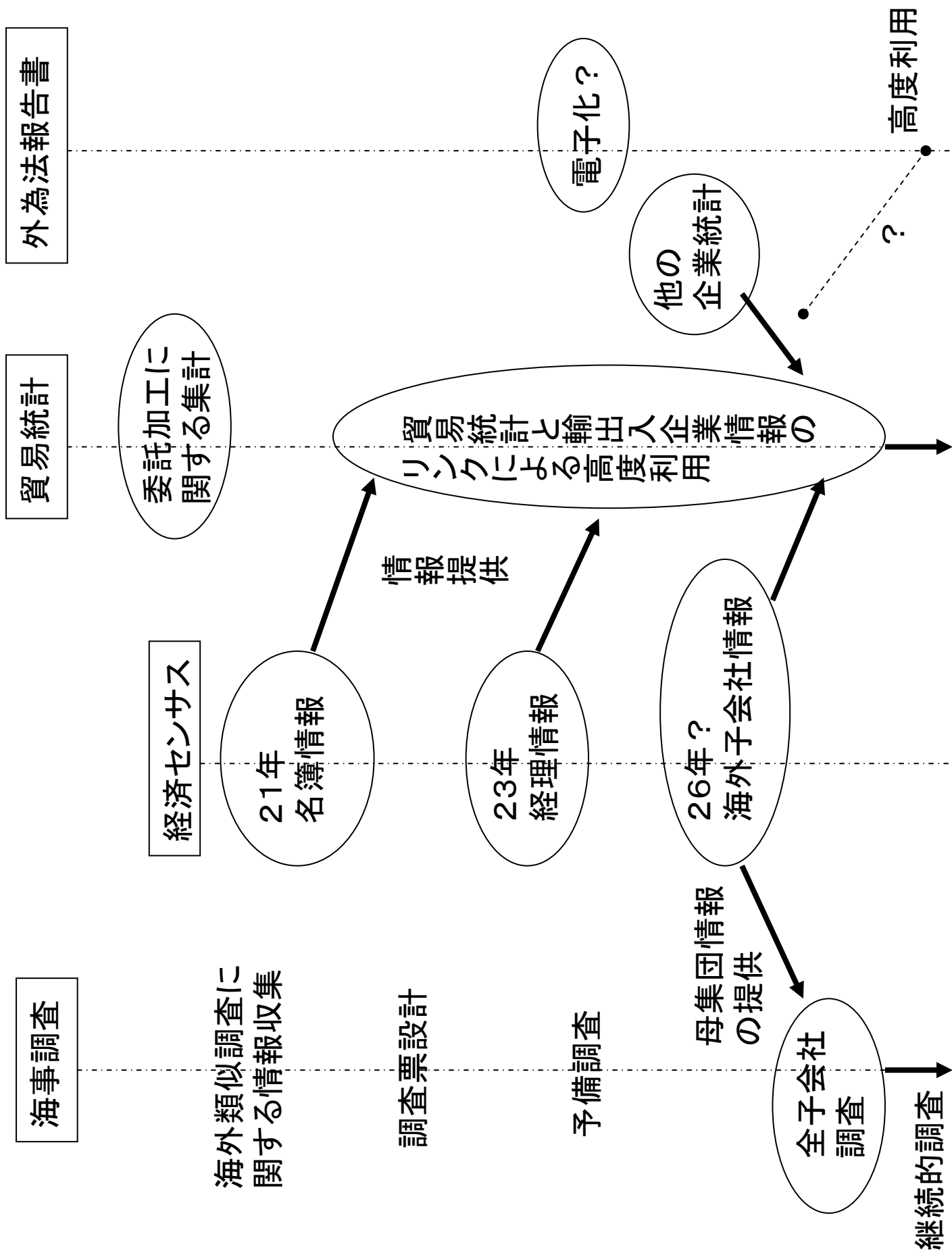
通常の行政事務に伴って収集された貴重な情報をこれまで以上に有効に高度利用することとなる。また、今般構築されることとなる企業リンク・データは、関税・外為法関連業務の向上にも活用しうるものと期待される。

なお、財とサービスのいずれにおいても、企業に係る貿易統計関連の記入者負担が増えることは全くない。（他の企業統計における関連調査項目の簡素化が将来図られることとなれば、全体としての記入負担はむしろ軽減される。）海外事業活動の調査についても、既存の「海事調査」との関係を整理し、更に、関連調査である「海外現地法人四半期調査」、「外資系企業調査」等の統合・簡素化も視野に入れれば、中小企業の海外展開が実際には限られていることもあり、記入者負担増加の問題は深刻とはならないと考えられる。

(表) グローバル化関連統計の現状

企業のグローバル活動	現在の 主な 統計	残されている主な課題
貿易（財）	貿易	輸出入企業情報とのリンク
うち企業内貿易	海事 企活	「海事調査」の母集団情報整備、 貿易統計の企業情報活用
うち委託加工貿易	貿易	集計情報の公開
貿易（サービス）	外為	高度利用に備えた電子化
うち企業内貿易	-----	「外為法報告書」情報と企業統計 のリンク
貿易（オフショア・アウトソーシング） （サービス：財の別、企業内も）	中小実	「企活」・「海事調査」項目の拡充、 貿易統計・「外為法報告書」の活用
海外（生産・出荷）	海事	母集団情報の整備
逆輸入、現地、第三国の別	海事	母集団情報の整備
企業内貿易	海事	母集団情報の整備、 「海事調査」項目の拡充
海外（調達）	海事	母集団情報の整備
現地、日本、第三国の別	海事	母集団情報の整備
企業内貿易	海事	母集団情報の整備、 「海事調査」項目の拡充

(注)「貿易」は貿易統計、「海事」は海外事業活動基本調査、「外為」は「外為法報告書」（外為法における収支等報告書）、「企活」は企業活動基本調査、「中小実」は中小企業実態基本調査の略。



知的財産に関する統計整備

2008年6月27日

田辺孝二

1. 検討の対象

知的財産に関する統計整備のあり方を検討。

2. 現状

近年、知的財産の創造と活用は極めて重要な課題であり、その推進のための政策立案には、①知的財産の創造活動、②知的財産の保有状況、③知的財産の活用状況を把握し、これら活動を関連付けて分析する必要がある。

知的財産の創造の主たる活動は研究開発であり、この分野の統計として、「科学技術研究調査」(総務省、指定統計)と「企業活動基本調査」(経済産業省、指定統計)がある。「科学技術研究調査」は科学技術の振興に必要な基礎資料を得ることを目的として、科学技術に関する研究活動の実態を調査しており、企業、大学、公的機関等の研究関係従業者数、専門分野別研究者数、研究費の費目別・分野別明細、研究費の受託額と委託額、国際技術取引等の研究活動の実態が明らかとなる。「企業活動基本調査」は企業活動の実態を明らかにすることを目的として、研究開発費、研究者数等の研究開発に係る活動を調査している。

知的財産の保有状況については、「企業活動基本調査」において技術(特許権、実用新案権等)の所有及び取引状況を調査しており、また、公開されている特許公報情報等(特許庁、業務情報)から企業等の産業財産権の出願、審査請求、取得に関する個々のデータが利用可能である。

知的財産の活用状況については、「知的財産活動調査」(特許庁、承認統計)が平成14年度から実施されている。企業等の知的財産活動の実態を把握し、知的財産政策の企画立案・検証を行うにあたっての基礎資料の提供、企業等における知的財産活動の強化に資することを目的として、知的財産部門の活動状況(知的財産活動費用、権利譲渡・譲受、実施許諾、ライセンス収支等)、産業財産権の所有・実施の状況、知的財産権侵害に係る訴訟とについて調査している。

その他、「我が国の研究活動の実態に関する調査報告」(文部科学省、承認統計)において、毎年度、研究者に対し特定のテーマに関する意識調査を実施している。

3. 知的財産に関する統計の課題

① 「知的財産活動調査」の低い回収率

「知的財産活動調査」は戦略的に重要な統計であり、そこから多くの価値ある情報を得られることが期待されるにも拘らず、回収率が50%程度の状況にある。統計利用における結果精度の確保の観点から何らかの改善を図る必要がある。

② 知的財産に係る統計間の不整合

「科学技術研究調査」は「事業所・企業統計調査」の結果を母集団情報として、調査対象を抽出して

いる。他方、「知的財産活動調査」は特許、実用新案登録、意匠、商標の出願実績のある者の情報を母集団情報として、調査対象を選定している。そのため、知的財産活動のインプット面に焦点を当てた科学技術研究調査とアウトプット面を中心に調査している知的財産活動調査を有機的にリンケージして有効に統計情報を作成・利用するに至っていない。

③ 知的財産活動を捉える統計単位

企業活動を捉える統計は、わが国において現在のところ事業所か企業を統計単位とした統計に限られる。近年、企業のグループ化の進展は著しく、上場企業の連結ベースの売上高は法人企業統計の資本金1億円以上の全企業の売上高合計の84%、約274万の全企業の売上高合計の46%に達する。企業活動においてグループ全体で機能を分担するケースが多く見られ、研究開発等の戦略的な活動については顕著である。親会社は子会社の研究開発まで負担している場合が多く、このことは（親会社の有無/子会社の有無）を調査している「企業活動基本調査」等の統計データからも確認できる。すなわち、企業グループのどこに位置しているかによって、知的財産活動の状況は大きく異なる。企業グループ全体の知的財産活動をどこかの企業が重点的に担っている場合、グループ内の各企業の活動成果を知的財産活動と結び付けて分析しても適切とはいえない。この場合、企業グループ全体で活動を捉えることが意味を持つ。

④ 人的資産への投資に関する統計の未整備

人材の能力開発（教育・研修）は、人的資産への投資というべき活動であり、設備投資や研究開発と同様に重要な活動であるが、能力開発投資の「見える化」を図るための基礎となる投資額を把握する統計が整備されていない。

4. 海外の主要国の状況

研究開発にかかる統計については、OECDが標準的な体系をフラスカチ・マニュアルとして提示しており、各国はこれに準拠して統計を作成している。

米国では、商務省統計局（Census Bureau）と国立科学財団（NSF）が共同して、企業部門について、「産業の研究開発調査」（Survey of Industrial Research and Development）を実施しており、研究開発施設の減価償却費、フルタイム換算の研究者数、研究開発費等を調査している。政府部門については、研究者数等が人事局のデータから明らかにされる。

ドイツでは、政府・大学・非営利団体等の学術・研究・開発のための非営利組織に対しては、連邦統計庁（Statistisches Bundesamt）が属性毎の人員分野別収支、研究・開発活動、技術分野別の研究費等を調査している。企業部門に対しては、学術統計有限会社（Wissenschaftsstatistik gGmbH）が連邦教育研究所、財団連盟等の資金によって研究開発統計調査（Statistik über FuE im deutschen Wirtschaftssektor）を実施しており、研究開発の支出額、資金源、研究従事者、分野別研究開発状況等の実態を明らかにしている。

フランスでは、国民教育・高等教育・研究省（MENESR）と研究・革新統計室が、研究開発人材の内訳、費目別の研究開発支出、分野別研究開発活動、研究開発活動の資金源、知的財産権等を主な調査内容

とした研究開発活動と人材についての調査を実施している。

英国では、国家統計局（ONS）が研究開発部門の費用、雇用、資金源の実態を明らかにするため、「企業の研究開発調査」と「政府の研究開発調査」を実施している。

このほか、欧州の主要国でイノベーションサーベイ（CIS：Community Innovation Survey）が、企業レベルのイノベーション活動を把握する目的で実施されている。これまでに、1993年、1997年、2001年、2005年に、4年ごとに実施されている。この調査は、プロダクト（プロセス）・イノベーションの程度やイノベーションの効果など、企業のイノベーション活動のインプットから成果に至るまでを詳細に聞いている。第4回の調査実施国はEU25ヶ国にアイスランド、ノルウェー、ブルガリア、ルーマニアを加えた29カ国である。

5. 課題への対応

① 「知的財産活動調査」の改善

「知的財産活動調査」の回収率が低い背景として、調査事項が多方面にわたっていて、かつ、調査項目が多いことなどから調査客体の負担が重いこともあるが、調査内容は企業戦略そのものに関する情報であり、企業機密に属する類の調査項目が多く含まれ、未記入回答項目が少なくないことからすると、調査業務を一括して民間企業に外部委託していることによる回収率への影響も大いに考えられる。回収率の向上を図り、結果精度を向上させるために、調査票の改善、外部委託のあり方を検討する必要がある。

② 知的財産に係る統計の高度利用を目指して

事業所・企業データベースを管理する総務省統計局が、産業財産権の企業出願人の名称・所在と企業の登記情報の照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する方向が打ち出されている。これが実現すれば、産業財産権の出願情報にもとづいて調査されている「知的財産活動調査」と「科学技術研究調査」のデータリンクageが容易になり、両調査結果を接合して新たな統計の作成が可能となるにとどまらず、さらに、特許公報情報等や「企業活動基本調査」等の情報と組み合わせることによって、知的財産活動に係る包括的な統計結果が利用できることとなる。関係省は、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始することが適当である。

③ 企業グループを単位とした統計に向けて

平成26年に実施がうたわれている第2回「経済センサス-基礎調査」において、企業の親子関係の名寄せが完備に近づく。それまでに知的財産に係る統計の企業コードはビジネスレジスターと完全な対応関係を持っているので、平成27年以降は、知的財産活動を企業グループ全体で纏めて捉えることが可能になる。また、総務省政策統括官室・統計局は財務省と協力して、平成21年度から上場会社の連結ベースも含めて、財務諸表データをビジネスレジスターの中間的なファイルに収納することが求められている。平成27年時点では、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5、6年度分の財務データを同時に利用することが可能となる。関係省は、企業グルー

プの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けて連携した検討が求められる。

④ 人的資産への投資に関する統計情報の整備

企業における能力開発（教育・研修）に関連する投資額を把握するため、経済産業省は、「企業活動基本調査」において所要の調査項目の設定について検討することが適用である。

6. 期待される効果

知的財産活動に係る統計情報が、他の企業活動や財務状況を明らかにする統計情報と統合して活用できることによって、従来は実施できなかった統計情報等の高度利用と分析が可能となり、知的財産活動に関する政策の企画・立案に資するとともに、企業が戦略を構築するために有意義な情報を提供することができる。